

島田市投光機搭載車両等貸出実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、島田市自動車等管理規程（平成17年島田市訓令甲第27号）に定めるもののほか、投光機及び投光機搭載車両（以下「投光機搭載車両等」という。）を、災害時復旧対策等の公務に支障のない範囲において市民が使用する場合の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 貸出期間中の投光機搭載車両等の管理責任者は、市長（以下「管理者」という。）とする。

(貸出対象行事等)

第3条 貸出しの対象となる行事等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 消防団の夜間操法訓練
- (2) 町内会の夜間防災、催事等
- (3) 老人会の各種行事
- (4) 市町村駅伝の夜間練習
- (5) 大井川花火大会等各種イベントの夜間設営等
- (6) その他各種スポーツ団体の夜間練習
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認める場合

2 前項の規定にかかわらず、貸出しを希望する者が島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第3号の暴力団員等及び当該暴力団員等と密接な関係を有するものである場合は、貸出しの対象としない。

(貸出対象地域)

第4条 投光機搭載車両等を貸出する地域は、島田市内とする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出期間)

第5条 貸出期間の単位は、原則として1日単位とする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、投光機搭載車両等の効率的な運用を図るため、使用日時等の調整を行うものとする。

(使用の許可の申請)

第6条 投光機搭載車両等を使用する団体の代表者（以下「申請者」という。）は、「島田市投光機搭載車両等使用申請書」（様式第1号）に運転免許証等を提示して使用しようとする日の3日前までに管理者に提出しなければならない。ただし、管理者との協議により提出を不要と認めたときはこの限りでない。

(使用の許可)

第7条 管理者は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、「島田市投光機搭載車両等使用許可証」（様式第1号）を申請者に交付する。

(使用料)

第8条 投光機搭載車両等の使用料は、無料とする。ただし、燃料に係る費用については、申請者の実費負担とする。

(使用の許可の取消し等)

第9条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、投光機搭載車両等の使用を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この実施要領又は使用の際の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が使用することが適当でないとする行為をしたとき。

(禁止事項)

第10条 次の各号に掲げる使用については、禁止とする。

- (1) 個人的な理由による使用
- (2) 営利目的による使用
- (3) 人員輸送に係る使用
- (4) 又貸しによる使用
- (5) その使用が、レクリエーション性の高いものと認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと認める場合
(投光機搭載車両等の返却)

第11条 申請者は、投光機搭載車両等の使用を終えたときは、別に定める投光機車両運転日報の記載及び清掃を行い、定められている保管場所に速やかに返却しなければならない。

(毀損又は亡失の届出)

第12条 投光機搭載車両等を毀損又は亡失したときは、直ちに、投光機搭載車両等毀損等届出書(様式第2号)により管理者に届け出なければならない。

(申請者及び運転者の賠償責任)

第13条 申請者及び運転者(以下「申請者等」という。)は、投光機搭載車両等を毀損又は亡失したときは、申請者等の責任において原状に復し、又は市に対し損害補償をしなければならない。

2 申請者等は、事故等により第三者に損害を与えたとき又は死傷事故を生じたときは、強制及び任意の保険の約款に基づき、市、申請者、被害者及び市が契約している保険会社とともに補償協議をしなければならない。

3 市が、申請者等に代わりその負担すべき損害額を支払ったときは、申請者等は直ちに、その支払い額を市に弁済するものとする。

(交通事故の処理)

第14条 申請者等は、交通事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置を取るとともに、必要な事故処理を行わなければならない。

(特記事項)

第15条 緊急時等において、市で投光機搭載車両等を使用する必要が生じた場合には、申請者等は使用の許可を受けた期間中であっても、速やかに市へ当該投光機搭載車両等を返却しなければならない。

(その他)

第16条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者と協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。